

～ 野村きぼう苑 サービス利用料金表 ～ (別表)

特別養護老人ホーム (29床)

令和5年 1月現在

■ご利用料金 (1日あたり)

特別養護老人ホーム ユニット型 負担額一覧 (単位 / 1日)				
要介護度	個室 (29床)	看護体制加算 I	日常生活継続支援加算	若年性認知症入所者受入加算
要介護 1	661	加算 12 (単位 / 1日)	加算 46 (単位 / 1日)	加算 120 (単位 / 1日)
要介護 2	730			
要介護 3	803		夜勤職員配置加算	
要介護 4	874		加算 46 (単位 / 1日)	64歳までの入所者様で認知症と診断された方に対し個別の担当者を定めた上で算定させていただく場合がございます。
要介護 5	942			

介護職員処遇改善加算 (I)	1ヶ月の合計単位数に8.3%を乗じた単位が加算されます。 ※介護職員の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1ヶ月の合計単位数に2.7%を乗じた単位が加算されます。 ※介護職員等の賃金の改善などを実施している事業所が市町村長に届け出た場合に算定される加算です
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の合計単位数に1.6%を乗じた単位が加算されます。 ※厚労省が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持するための加算です
看取り介護加算 II	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、同意された利用者様に対し、看取り介護を実施した場合に算定されます。 死亡日以前31日以上45日以下(72単位) ・ 死亡日以前4日以上30日以下(144単位) ・ 死亡日以前2日又は3日(780単位) ・ 死亡日(1580単位)
初期加算	入所日から30日間(30日以上入院を要した後も含) 30単位/1日 算定されます

※介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じた額をご負担いただきます。

※亀山市は地域区分が「6級地」に該当するため 1単位=10.27円として換算されます。

■ 滞在費 ・ 食費

利用者様の前年度収入によって滞在費・食費の負担軽減の認定を受ける手続きがあります。

滞在費 / 食費		
利用者負担段階	滞在費用 [個室]	食事費用(1日あたり)
基準利用額	¥2,006	¥1,445
負担限度額 第1段階	¥820	¥300
負担限度額 第2段階	¥820	¥390
負担限度額 第3段階①	¥1,310	¥650
負担限度額 第3段階②	¥1,310	¥1,360

食費内訳(基準額)	朝食 323 ・ 昼食 600 ・ 夕食 522
-----------	--------------------------

■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 1割負担 30日計算

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額	¥128,401	¥130,788	¥133,313	¥135,769	¥138,121
第1段階	¥60,061	¥62,448	¥64,973	¥67,429	¥69,781
第2段階	¥62,761	¥65,148	¥67,673	¥70,129	¥72,481
第3段階①	¥85,261	¥87,648	¥90,173	¥92,629	¥94,981
第3段階②	¥106,561	¥108,948	¥111,473	¥113,929	¥116,281

■ 1ヶ月あたりの利用料金の目安 ※ 2割負担及び3割負担

利用者負担段階	料 金				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準利用額 (2割負担)	¥156,453	¥161,226	¥166,276	¥171,188	¥175,892
基準利用額 (3割負担)	¥182,914	¥190,074	¥197,649	¥205,017	¥212,073

※上記金額は若年性認知症・初期加算は含まず、30日計算してあります。

また1ヶ月あたりの目安を表示しており、端数処理などの関係で差異が生じる場合もございます。



■ご見学・お問い合わせはお気軽にご連絡下さい。
特別養護老人ホーム 野村きぼう苑
 〒519-0165 三重県亀山市野村3丁目28-20
 tel 0595-84-7888 fax 0595-84-7889
 担当 : 小島